

## ○放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）の一部を改正する訓令案

改正案	現行
<p>第1章～第6章 [略]  [別紙1・別紙2 略]  別紙3（第7条関係）</p> <p>衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。</p> <p>1 [略]  (1) 略]  (2) 高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p>	<p>第1章～第6章 [同左]  [別紙1・別紙2 同左]  別紙3（第7条関係）  [同左]</p> <p>1 [同左]  (1) 同左]  (2) 高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務 <u>及び当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う業務であって次に掲げる事項のいずれにも適合するもの。</u></p> <p><u>ア 当該二以上の標準テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数の合計が当該高精細度テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数を超えないことが指定事項に明確に記載されていること。</u></p> <p><u>イ 一週間当たりの放送時間(当該二以上の標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合が5割を超えるものであることが放送事項に明確に記載されていること。</u></p>

(3) 標準テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務

[(4)・(5) 略]

2 [略]

(1) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が 3 割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

[(2)～(4) 略]

3 [略]

(1) 事業計画の確実性

次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア [略]

イ 事業開始後の収入及び費用の算出根拠の適正性並びに収入の確実性

[削る]

(2) 事業者の多様性

認定を受けようとする者が、申請の際、衛星基幹放送事業者でないこと。

(3) 標準テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務 (高精細度テレビジョン放送を行う場合において当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うものを除く。以下同じ。)

[(4)・(5) 同左]

2 [同左]

(1) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送 (有料放送により行われるものを除く。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合が 3 割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

[(2)～(4) 同左]

3 [同左]

(1) 事業計画の確実性

[同左]

ア [同左]

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性並びに費用算出の適正性

(2) 放送番組の制作及び調達等

放送番組の制作及び調達の体制並びに放送番組の適正を図るための措置がより充実したものであること。

(3) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の 10 分の 1 を超える議決権を有する関係を法第 2 条第 32 号イの関係に該当するものとみなした場合

(3) 放送番組の多様性

[略]

(4) 広告放送の割合

[略]

[削る]

(5) 青少年の保護

[略]

(6) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高いこと。また、解説付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における解説を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

(7) 放送番組の高画質性

であっても、自由享有基準第8条に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第7号イの規定中「三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を同号イの関係に該当する」と読み替えるものとする。

(4) 放送番組の多様性

[同左]

(5) 広告放送の割合

[同左]

(6) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第159号)を遵守するための体制がより充実したものであり、かつ、より充実した個人情報保護のための取組を行うものであること。

(7) 青少年の保護

[同左]

(8) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

(9) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送（当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(7)において同じ。）に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

(8) 災害に関する放送の実施

[略]

[削る]

[削る]

(9) 放送番組の視聴需要

[略]

(10) 周波数の有効利用

[略]

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

(10) 災害に関する放送の実施

[同左]

(11) 設備の維持

(12) 提供条件の説明及び苦情等の処理

(13) 放送番組の視聴需要

[同左]

(14) 周波数の有効利用

[同左]

(11) 放送の能率的な普及

[略]

4 [略]

[(1)～(4) 略]

(5) 全ての特定申請について周波数を指定することができる場合以外の場合には、全ての特定申請について上記2の審査において同順位となったものとみなし、上記3 ((1)から (3)まで及び (8)から (10)までを除く。以下この4において同じ。) 及び(9)から(12)までの規定により審査を行うものとする。

[(6)～(8) 略]

(9) 上記3 (4)の規定による審査に当たっては、上記3 (4)中「3割を超えないことが放送事項に明確に記載されている」とあるのは、「より少ないもの（放送事項に明確に記載されているものに限る。）である」とし、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請の上記3 (4)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が3割である申請と同程度とする。

(10) 上記3 (7)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、超高精細度テレビジョン放送識別措置を勘案するものとする。

(11) 上記3 (11)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送の業務に係る申請の審査に当たっては、業務開始の予定期日が

(15) 放送の能率的な普及

[同左]

4 [同左]

[(1)～(4) 同左]

(5) 全ての特定申請について周波数を指定することができる場合以外の場合には、全ての特定申請について上記2の審査において同順位となったものとみなし、上記3 ((1)から (4)まで、(6)及び (10)から (14)までを除く。以下この4において同じ。) 及び(9)から(12)までの規定により審査を行うものとする。

[(6)～(8) 同左]

(9) 上記3 (5)の規定による審査に当たっては、上記3 (5)中「3割を超えないことが放送事項に明確に記載されている」とあるのは、「より少ないもの（放送事項に明確に記載されているものに限る。）である」とし、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請の上記3 (5)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が3割である申請と同程度とする。

(10) 上記3 (9)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、超高精細度テレビジョン放送識別措置を勘案するものとする。

(11) 上記3 (15)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送の業務に係る申請の審査に当たっては、業務開始の予定期日が

当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日の前日までの申請の上記3(11)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日である申請と同程度とする。

(12) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(7)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

5 上記1の審査において同順位となった二以上の超高精細度テレビジョン放送(左旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。)の業務に係る申請について更に審査を行う必要があるときは、上記2((1)を除く。)及び3((1)から(4)まで及び(8)から(10)までを除く。以下この5において同じ。)の規定によるほか、以下によること。

(1) 上記3(7)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、超高精細度テレビジョン放送識別措置を勘案するものとする。

(2) 上記3(11)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送の業務に係る申請の審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日の前日までの申請の上記3(11)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日である申請と同程度とする。

当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日の前日までの申請の上記3(15)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日である申請と同程度とする。

(12) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

5 上記1の審査において同順位となった二以上の超高精細度テレビジョン放送(左旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。)の業務に係る申請について更に審査を行う必要があるときは、上記2((1)を除く。)及び3((1)から(6)まで及び(10)から(14)までを除く。以下この5において同じ。)の規定によるほか、以下によること。

(1) 上記3(9)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、超高精細度テレビジョン放送識別措置を勘案するものとする。

(2) 上記3(15)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送の業務に係る申請の審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日の前日までの申請の上記3(15)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日である申請と同程度とする。

(3) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(7)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

6 [略]

[(1)～(4) 略]

(5) 上記2(4)及び3(7)の規定は、高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

[削る]

(6) 衛星基幹放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請(併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。)であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ているもの(放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件(平成11年郵政省告示第776号)第2号8を適用する場合を除く。)は、上記3(2)の基準に適合するものとみなすこととする。

(7) 上記3(6)の規定は、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

(8) 東経110度C S放送に係る衛星基幹放送の業務を行う申請に

(3) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

6 [同左]

[(1)～(4) 同左]

(5) 上記2(4)及び3(9)の規定は、高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

(6) 上記3(3)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(5)後段の規定を準用することとする。

(7) 衛星基幹放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請(併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。)であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ているもの(放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件(平成11年郵政省告示第776号)第2号8を適用する場合を除く。)は、上記3(3)の基準に適合するものとみなすこととする。

(8) 上記3(8)の規定は、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

(9) 東経110度C S放送に係る衛星基幹放送の業務を行う申請に

関する比較審査を行う場合については、上記3 (10)の規定は適用しない。この場合においては、上記3の審査については、上記3 ((10)を除く。)に掲げる基準のほか、衛星基幹放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関する比較審査を行う場合に限り、当該申請に係る高精細度テレビジョン放送の業務に係るトランスポンダ数から次に掲げるトランスポンダ数の合計を引いたトランスポンダ数がより小さいものであることとする基準について審査を行うこととする。

[ア・イ 略]

(9) 上記3 (11)の規定による審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して6月を経過する日の属する月の末日までの申請の上記3 (11)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して6月を経過する日の属する月の末日である申請と同程度とする。

(10) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3 (9)の基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(上記3 (1)から (11)までの各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。 )。

7 BS放送(超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送に限る。以下同じ。)であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに係る業務の認定に際しては、上記1から3 ((10)及び(11)を除く。以下この7において同じ。)までに掲げる基準によるほか、以下によること。

関する比較審査を行う場合については、上記3 (14)の規定は適用しない。この場合においては、上記3の審査については、上記3 ((14)を除く。)に掲げる基準のほか、衛星基幹放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関する比較審査を行う場合に限り、当該申請に係る高精細度テレビジョン放送の業務に係るトランスポンダ数から次に掲げるトランスポンダ数の合計を引いたトランスポンダ数がより小さいものであることとする基準について審査を行うこととする。

[ア・イ 同左]

(10) 上記3 (15)の規定による審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して6月を経過する日の属する月の末日までの申請の上記3 (15)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して6月を経過する日の属する月の末日である申請と同程度とする。

(11) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3 (13)の基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(上記3 (1)から (15)までの各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。 )。

[新設]

(1) B S 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定の審査については、上記 2 に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、B S 放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とする、使用するトランスポンダ数が 0.25 である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものであって、申請者が、申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該申請者の B S 放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務（高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。）を当該認定の日から起算して 2 年を経過する日までに廃止する旨を届け出ているものに係るトランスポンダ数が 0.125 以上のものを優先するものとする。

[新設]

(2) (1) の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記 2 に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、使用するトランスポンダ数が 0.25 である高精細度テレビジョン放送を行う B S 放送の衛星基幹放送の業務に係るものを優先して、上記 3 の審査を行うものとする。また、(1) の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に B S 放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること等によって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

[新設]

(3) 上記 3 の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記 3 (9) の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記 3 に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

[新設]

8 基幹放送普及計画第 1 の 1 (4) エ及びオに規定する試験放送

7 基幹放送普及計画第 1 の 1 (4) エ及びオに規定する試験放送

(以下この別紙3において「超高精細度テレビジョン試験放送」という。)の業務の認定に際しては、以下によること。

(1) 上記1、2(1)及び(4)、3(4)、(7)、(10)及び(11)、4、5並びに6((5)に係る部分を除く。)の規定は適用しないものとする。この場合において、上記2中「上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準」とあるのは、「次に掲げる(2)及び(3)の基準」とする。

(2) 上記3の審査については、上記3((4)、(7)、(10)及び(11))を除く。以下同じ。)に掲げる基準のほか、次に掲げるア及びイの基準について審査を行うこととする。また、上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、次に掲げるアの基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(上記3に掲げる基準並びに次に掲げるア及びイの基準の各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

[ア・イ 略]

(以下この別紙3において「超高精細度テレビジョン試験放送」という。)の業務の認定に際しては、以下によること。

(1) 上記1、2(1)及び(4)、3(5)、(9)、(12)、(14)及び(15)、4、5並びに6((5)に係る部分を除く。)の規定は適用しないものとする。この場合において、上記2中「上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準」とあるのは、「次に掲げる(2)及び(3)の基準」とする。

(2) 上記3の審査については、上記3((5)、(9)、(12)、(14)及び(15))を除く。以下同じ。)に掲げる基準のほか、次に掲げるア及びイの基準について審査を行うこととする。また、上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、次に掲げるアの基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(上記3に掲げる基準並びに次に掲げるア及びイの基準の各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

[ア・イ 同左]